

## 日本赤十字九州国際看護大学における研究データ保存等に関するガイドライン

### 1. 目的

このガイドラインは、日本赤十字九州国際看護大学の「研究者の行動指針」に基づき、研究データの取り扱い（保存または開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等）についての指針を示し、適正な研究活動を推進することを目的とする。

### 2. 研究データ等の記録・保存

- (1) 研究データ等は、研究者自身が責任をもって取り扱わなければならない。なお、転出や退職したのちも本ガイドラインで定める期間は本ガイドラインを遵守する。
- (2) 個人情報の取り扱い、研究データの保管等については、研究対象者に明示し同意を受けたうえで研究者が管理する。
- (3) 不要な個人情報は保有せず、不要であることが明らかになった段階で研究データから取り除く。
- (4) 論文や報告等、研究成果発表のもととなった研究データは、事後の検証ができるよう適正な形で保存する。
- (5) 研究倫理教育責任者及び研究責任者は、研究者等に対し、研究倫理教育の一環として本ガイドライン等に基づく適切な研究データ等の保存・管理などについて、教育・指導に努めなければならない。

### 3. 保存期間

- (1) 研究データのうち、
  - ① 実験ノート、数値データ、画像等、「資料」の保存期間は、研究計画に記載の期間終了後10年間とする。
  - ② 実験試料、標本（試料）や装置等、「もの」の保存期間は、研究計画に記載の期間終了後5年間とする。
  - ③ 法令等により保存期間があらかじめ規定されている研究データは、その保存期間に従う。ただし、当該保存期間が前号の期間より短い場合には、前号の保存期間とする。
- (2) 研究分野により、前項の定める保存期間を超える保存期間の設定が必要な場合には、研究成果の発表時点で研究者が自ら期間を定めることができる。なお、その場合には、本学研究倫理審査委員会に届け出ることとする（様式1）。
- (3) 共同研究等外部から研究データを受領する場合には、取り決めや定められた期間とする。なお、その場合には、予め本学研究倫理審査委員会に届け出ることとする（様式2）。
- (4) 本ガイドラインに定める保存期間内に、合理的な理由なく故意に研究データを廃棄

した場合等は、不正行為とみなされる場合がある。

#### 4. 開示等

研究者は、研究成果の発表について問い合わせがあった場合には、必要に応じ、研究データ等を開示し、科学的根拠をもって研究活動の適正性について説明しなければならない。

#### 5. 転出・退職等の取り扱い

後日必要となった場合に追跡可能となるよう、データ保存期間内の研究者の連絡先や研究データの所在等について、総務課研究倫理委員会事務担当に教示しておかなければならない。

#### その他

このガイドラインは、令和3年10月21日から実施する。